

# 川口市立安行東中学校 PTA 会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は川口市立安行東中学校 PTA と称する。

第2条 本会の事務所を安行東中学校内に置く。

## 第2章 目的および活動

第3条 本会は保護者と教職員とが協力をして、学校・家庭・社会における生徒の幸福と健全育成をはかると共に、教育の充実振興に努力する事を目的とする。

第4条 本会は前述の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 教育講演会、講演会の開催
- 2 教育懇親会および授業参観への協力
- 3 学校内外の生徒指導
- 4 生徒の保護衛生およびその管理
- 5 教育施設・環境の改善および充実
- 6 教育活動および研究への協力
- 7 会員および生徒の慶弔および表彰
- 8 公教育費の充実に努力する
- 9 その他

## 第3章 方針

第5条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針にしたがって活動する。

- 1 会員相互の親睦と教養を高める。
- 2 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関に協力する。
- 3 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 4 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 5 学校の人事その他の管理には干渉しない。

## 第4章 会員

第6条 本会の会員は次のとおりである。

- 1 安行東中学校に在籍する生徒の保護者。
- 2 安行東中学校の教職員。

第7条 本会の会員は会費を納めるものとする。会費の納入に際しての会員は一世帯を単位とする。

## 第5章 経 理

- 第8条 本会の活動に要する経費は会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。  
なお会費は一世帯当月額300円とする。
- 第9条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第10条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役 員

- 第12条 本会の役員は次のとおりである。
- |       |           |
|-------|-----------|
| 1 会 長 | 1 名       |
| 2 副会長 | 若干名       |
| 3 監 事 | 2 名       |
| 4 参 与 | 1 名 (学校長) |
| 5 幹 事 | 若干名       |
| 6 会 計 | 若干名       |
| 7 書 記 | 若干名       |
| 8 理 事 | 数 名       |
- 第13条 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。補欠の場合は前任者の残留期間とする。
- 第14条 本会は必要に応じて顧問・相談役を置く事ができる。

## 第7章 役員 の 任 務

- 第15条 役員任期は次のとおりである。
- 1 会長は本会の代表として、会務を総理し、各種会議を招集する。
  - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時にはその会務を代行する。
  - 3 監事は本会の会計監査を行い総会において報告する。
  - 4 参与は会務全般について助言を行い、各種会議に出席する。
  - 5 幹事は本会の諸活動の企画・立案に協力する。
  - 6 会計は総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理し、総会で監査を受けた会計を報告する。本会の財産を管理し、予算の立案に協力する。
  - 7 書記は本会の活動に関する重要事項を記録し、会の庶務を行う。
  - 8 理事は各専門部に所属し諸活動の企画と執行にあたる。

第16条 役員を選出方法は次のとおりである。

- 1 会長・副会長・監事は会員中より選考委員会において選出する。
- 2 理事は各学級正会員より選出する。教職員は理事となる。
- 3 参与・幹事・会計・書記は会長が委嘱する。
- 4 顧問・相談役は会長が委嘱する。

## 第8章 会 議

第17条 会議は総会・総務会・理事会とする。総会は毎年4月1日より60日以内とし理事会・総務会は随時開くことができる。

臨時総会は次の場合に開催できる。

- ・理事が必要と認めた時
- ・会員の1/3以上が会議の目的事項を示して請求した時

第18条 総会において次の事項を協議する。

- 1 会則の改正と決定
- 2 役員決定
- 3 会計・会務の報告および審議決定
- 4 その他

第19条 総務会は会長・副会長・監事・参与・幹事・会計・書記および各専門部の部長・学年委員長をもって構成し次の事項を協議する。総務会委員は、常任理事とする。

- 1 本会諸活動の企画と運営
- 2 各専門部活動の連絡調整
- 3 その他各部に属さない活動

第20条 理事会においては次の事項を協議する。

- 1 会の運営に関する事
- 2 総会に提出すべき事項
- 3 その他目的を達成するために必要な事項

第21条 会議は出席人数の過半数によって決定する。

## 第9章 専門部および学年・学級活動

第22条 本会に下記の専門部を置き、理事と協力員をもって構成する。学級部の理事は学級委員長を兼ねる。

- 1 生活・美化部
- 2 広報部（協力員なし）
- 3 学級部
- 4 祭事部

第23条 学年理事会

- 1 学年に所属する理事で構成する。
- 2 本会の目的に基づいた学年の活動計画の審議および執行にあたる。
- 3 学年委員長が招集する。

第24条 学年委員会

- 1 各学級委員長と学年代表の教職員で構成する。
- 2 学級委員長の中より互選により学年正副委員長を選出する。学年委員長は総務会員となる。その他は学年委員となる。
- 3 本会の目的に基づいた活動を計画し、総務会で期日等を協議、連絡、調整し執行にあたる。
- 4 活動は学年内の連絡、会員意識の向上、会員の研修など学年活動の推進をはかるものとする。
- 5 学年委員長の招集により随時開くことができる。

第25条 学年PTA

- 1 学年に所属する会員の集会をいう。
- 2 本会の目的に基づいて活動するものとする。
- 3 学年委員長が招集し随時開くことができる。

第26条 学級理事会

- 1 学級に所属する理事と学級担任で構成する。
- 2 学級PTAの運営について立案・計画を行う。
- 3 学級委員長が招集する。

第27条 学級PTA

- 1 学級に所属する会員の集会をいう。
- 2 本会の目的に基づいて活動するものとする。
- 3 互選または紙上選で理事を選出する。
- 4 学級委員長が招集する。

## 第28条 協力員

協力員は、本会の目的に基づいて総務会が必要と認めた活動に協力する。

## 第29条 本会に必要な細則は理事会で定める。

- 「付 則」
- 1 この会則は昭和60年4月1日より施行する。
  - 2 この会則は昭和63年5月13日より改正施行する。
  - 3 この会則は平成10年5月29日より改正施行する。
  - 4 この会則は平成14年5月24日より改正施行する。
  - 5 この会則は平成16年5月21日より改正施行する。
  - 6 この会則は平成20年5月16日より改正施行する。
  - 7 この会則は平成22年5月21日より改正施行する。
  - 8 この会則は平成27年5月15日より改正施行する。
  - 9 この会則は令和 4年5月27日より改正施行する。

## 川口市立安行東中学校 PTA 細則

この細則は会則第29条に定めるところにより制定する。

### 第1条 正副会長及び監事の選出

会則第16条の1の選出方法については、前年度の総務会員（原則として会長は除く）が選考委員になり人選を行い、新専門部会で承認、総会で決定する。

### 第2条 理事の選出

第16条の2の理事の選出方法については次のようにする。

- 1 学級毎に理事は7名とする。
- 2 2学年以上にまたがって選出された場合は、高学年を主とする。
- 3 選出時期および方法
  - 1 学年は入学式当日、2・3学年は4月中に、方法は学級PTAまたは紙上選にて行う。
- 4 専門部所属については、各学級に4専門部に入る。ただし、広報部は2名とする。

部員の互選により正（1名）・副（2名）部長を選出する。

学級部は学年毎に正（1名）・3学年より副（1名）委員長を選出する。

### 第3条 会則16条の3の参与は学校長、会計は教頭または事務職員をもって充てる。

### 第4条 この細則の改廃は理事会の議を経て行うものとする。

- 「付 則」
- 1 この細則は昭和60年4月1日より施行する。
  - 2 この細則は平成14年5月24日より改正施行する。
  - 3 この細則は平成16年5月21日より改正施行する。
  - 4 この細則は平成20年5月16日より改正施行する。
  - 5 この細則は平成22年5月21日より改正施行する。
  - 6 この細則は平成27年5月15日より改正施行する。
  - 7 この細則は令和 4年5月27日より改正施行する。

## 川口市立安行東中学校 PTA 慶弔規定

- 1 この規定は川口市立安行東中学校 PTA 慶弔規定という。
- 2 この規定の適用は、川口市立安行東中学校関係者を対象とする。
- 3 この規定の一つに該当する場合は、規定に従いその庶務を行う。庶務係は会計担当者とする。
- 4 この会計は、PTA 予算の慶弔費をもって充てる。
- 5 この会計年度は、その年の4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 6 この規定による支出範囲は、次のとおりとする。

慶の場合 特に設けないが状況判断による。

弔の場合	(1)	教職員 本人	香典	10,000円
		配偶者	〃	10,000円
		一親等	〃	10,000円
	(2)	保護者	〃	10,000円
	(3)	生徒	〃	10,000円
	(4)	顧問・相談役	〃	10,000円

供物については状況により処理する場合もある。

見舞いの場合 (1) 火事等の事故の場合は、見舞金を送る。

- 7 この規定に該当しない事が発生した場合は、状況判断し処理する。

- 「付 則」
- 1 この規定は昭和60年4月1日より施行する。
  - 2 この規定は平成14年5月24日より改正施行する。
  - 3 この規定は平成28年5月27日より改正施行する。

## 感謝状贈呈者名簿

### PTA役員

前 P T A 会 長	小 林 俊 男 様
前 P T A 副 会 長	山 口 糸 帆 様
前 P T A 書 記	中 村 和 加 子 様
前 美 化 部 長	様
前 広 報 部 長	様
前 進 路 指 導 部 長	様
前 祭 事 部 長	様
前 3 学 年 委 員 長	様
前 2 学 年 委 員 長	様
前 1 学 年 委 員 長	様

### 教育後援会役員

前 教 育 後 援 会 監 事	関 根 暁 美 様
-----------------	-----------

## 記念品贈呈者名簿

宮川靖明教頭先生	眞通宏太朗先生	川崎光太先生
関口晋之助先生	団原夕里先生	中曾根拳太先生
中野友琳先生	大橋永治先生	小泉淳子先生